

## 特殊車両の指導・取締りを実施



7月12日(木)に菅里検測所(国道7号遊佐町菅里地内)において、酒田河川国道事務所、酒田警察署と合同で特殊車両の指導・取締りを行いました。

大型トレーラーや大型建設機械など一定の規格を超えて重たかったり、大きかったりすると、舗装や橋が早く痛んだり、他の通行の障害になったり、重大事故の原因になります。このような規格を超える車両が道路を通行するためには、道路管理者から道路法に基づく特殊車両通行許可を取得し、一定の条件のもと通行しなければなりません。

特殊車両の指導・取締りは、この通行許可制度の普及啓発と違反車両に対する是正指導を行うために、車両の大きさや重さの計測、許可の有無、許可の内容どおりに運行しているかなどを調べます。

今回の指導・取締りでは、3台の特殊車両と6台のトラックを調べました。



トレーラーの大きさ(長さ、幅、高さ)を計ります。



マットスケール(重量計)でトレーラーの重さを車軸ごとに計ります。



許可書をチェックし、違反があれば指導を行います。



トラックは過積載かどうか検測所据え付けの重量計で調べます。

国道7号酒田市、遊佐町・47号酒田市、庄内町に関するお問い合わせは、国土交通省 酒田国道維持出張所 までお願いします。

住所：酒田市豊里字南沼田ノ上11-3

TEL：0234-34-2331

ホームページURL：<http://www.thr.mlit.go.jp/sakata/>

平成30年 7月17日 発行  
国土交通省東北地方整備局  
酒田河川国道事務所  
酒田国道維持出張所

